

## 使用推奨期限切れの個人防護具の配布について

国から医療機関等に対して、使用推奨期限切れの個人防護具の配布することとなりました（令和7年2月20日付け厚生労働省事務連絡「使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知）」参照）。

配布を希望される場合は、下記を御確認いただき、埼玉県電子申請システムからお申込みください。

なお、お申し込み後の修正・取消はできませんのでご注意ください。

### 記

#### 1 留意事項

- (1) 配布物資は、使用推奨期限切れのものです。訓練等で使用することを想定し、診療では使用できません。
- (2) キャンセル・返品・数量変更等はできません。受入れスペースの確保にご注意ください。
- (3) 各物資の銘柄等の指定できません。
- (4) 希望数量が上限に達する場合は、抽選で選出されます。申請をしても数量調整がされる場合や配布されない場合があります。
- (5) 対象となる施設は、埼玉県内に住所のある施設に限ります。埼玉県外の住所には配送できません。
- (6) その他留意事項などは、厚生労働省からの事務連絡「使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知）」（令和7年2月20日付け）を御確認ください。

#### 2 対象施設

埼玉県内に住所がある（1）～（3）の施設等

- (1) 医療措置協定を締結した医療機関（薬局、訪問看護事業所含む）
- (2) その他の医療機関
- (3) 自治体

#### 3 配布物資の内容

すべて100枚単位で配布します。銘柄等の指定はできません。

- (1) アイソレーションガウン（不織布製）
- (2) プラスチックガウン
- (3) 非滅菌手袋（ニトリル又はPVC）

#### 4 申請期限

令和7年3月14日（金）15時

## 5 申請方法

埼玉県電子申請システムからお申込みください。利用者登録せずに申込可能です。

(1) ~ (3) のいずれかよりアクセスできます。

(1) URL

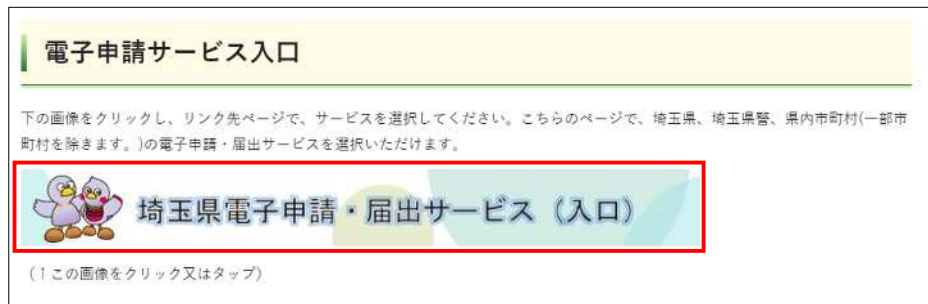
[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=90045](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=90045)

(2) QR コード



(3) 検索

- ① 検索エンジンにて「埼玉県電子申請」で検索、「電子申請・届出サービス - 埼玉県」にアクセス
- ② 「埼玉県電子申請・届出サービス (入口)」を選択



③ 「埼玉県への申請・届出」を選択

④ 検索キーワード欄に「个人防护具」と入力し「絞り込みで検索する」を選択



⑤ 「【3/14 (金) ㍻】使用推奨期限切れの个人防护具の配布について」を選択

5 配送予定期間

令和7年6月～9月頃を目途に配送予定

※配送日時の指定不可

6 問合せ先

(1) 配布物資に関すること全般

担 当：厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
医療用物資等確保対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線8209）

(2) 申請に関すること

担 当：埼玉県保健医療部感染症対策課 感染症担当

電 話：048-830-7330

メー ル：a3510-17@pref.saitama.lg.jp